

沖縄 IT 津梁パーク企業立地促進センター入居募集要綱

(趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、沖縄 IT 津梁パーク企業立地促進センター（以下「企業立地促進センター」という。）における事業用専用区画の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 企業立地促進センターに入居する者は、BPO やコールセンター事業等の情報通信関連事業を行い、将来的に、沖縄 IT 津梁パーク内に民間資金により建設する施設（以下「企業集積施設」という。）へ移転して事業を行うことが可能な者であり、情報通信関連産業の集積を目指す同パークの整備目的に合致するものでなければならない。

(立地センターの位置等)

- 第2条 企業立地促進センターの位置は、うるま市字州崎 14 番 18 とする。
- 2 事業用専用区画の区分及び面積等は別図のとおりとする。

(入居応募資格要件)

- 第3条 事業用専用区画の入居に応募する者（以下「入居応募者」という。）は、次の(1)から(5)に定める要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
- ア BPO やコールセンター事業を行う者
 - イ ASP・SaaS 事業を行う者
 - ウ ソフトウェア開発を行う者
 - エ オリジナルコンテンツ開発及び配信事業を行う者
 - オ テスティング事業を行う者
 - カ 情報通信分野における研究開発を行う者
 - キ 情報通信分野における人材育成を行う者
 - ク その他沖縄 IT 津梁パーク事業の効果を高めるため、知事が必要と認める者
- (2) 事業資金の調達能力を有している者。
- (3) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、施設の構造上、設備上問題なく使用する者。
- (4) 企業立地促進センター入居から、3年以内を目処に企業集積施設へ移転できる者。
- (5) 第6条第2項に規定する、沖縄 IT 津梁パーク企業立地促進センター入居内定通知書に記載されている内定事項に従い、遅滞なく沖縄 IT 津梁パーク企業立地促進センターへの入居が可能な者。

(募集方法等)

- 第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 事業用専用区画に空きが生じた場合は、随時公募を行う。
- 3 公募の広報は、沖縄 IT 津梁パークホームページ等を通じて行う。

(入居応募の方法)

- 第5条 事業用専用区画の入居応募は、入居応募者本人又はその代理人が、企業立地促進センター入居応募申込書（第1号様式。以下「入居応募申込書」という。）に関係資料を添えて、沖縄 IT 津梁パーク管理事務所に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居応募者については、この限りでない。
- 2 前項の申込み受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、申込み締切日については、午後3時までとする。

(入居許可者の選考)

- 第6条 知事は、沖縄 IT 津梁パーク入居企業選考委員会において、入居応募者の資格審査等を行い、入居者を内定するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄 IT 津梁パーク企業立地促進センター入居内定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

3 入居者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 沖縄 IT 津梁パーク構想との関連性

沖縄 IT 津梁パークの基本理念である IT 産業集積地としてのブランド力の強化、情報産業クラスターの形成に寄与するものであること。入居から 3 年以内を目処にした企業集積施設への移転を計画していること。

(2) 事業計画等の確実性

事業計画及び執行体制が確実であること。

(3) 経営の確実性

経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。

(4) 高度 IT 人材の育成

情報通信関連産業における専門知識を有する人材育成が可能であること。

(5) 県経済への波及効果

県内情報通信関連産業への波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。

(6) その他

特に事業の必要性などが認められること。

（知事の使用許可）

第 7 条 知事から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。

（内定の取消）

第 8 条 知事は、入居内定者が知事の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第 6 条第 1 項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、企業立地促進センター入居内定取消通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

（補足）

第 9 条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 26 日）

この要綱は、平成 22 年 8 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 23 日）

この要綱は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

企業立地促進センター入居応募申込書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申込者

住 所

団 体 名

代表者名

印

電 話 （ ） ー

次のとおり入居応募を申し込みします。

1 入居企業

商号及び名称	
代表者名	
住所又は所在地	
電話番号	
URL	
E-mailアドレス	

2 入居目的（要綱第3条第1項との関連性について説明すること）

3 入居希望場所

4 入居予定人数

5 入居予定期間

6 添付書類

(1) 会社概要書

(2) 定款

(3) 財務諸表（直近の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書）

(4) 事業計画書（別添様式）

(5) 登記事項証明書又は会社登記簿謄本

(6) 直近の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書

(7) その他補完資料

別添

事 業 計 画 書

会 社 名	
代 表 者 名	

- 1 経営理念
- 2 事業内容
- 3 事業実績
- 4 事業計画（募集要綱第6条第3項の規定を踏まえ記載すること。）
- 5 組織体制（組織図、設立経緯、役員略歴等）

担当部署名	
担当者名	
部署電話	
部署FAX	
E-mailアドレス	

第2号様式（第6条関係）

企業立地促進センター入居内定通知書

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事名 印

次のとおり入居許可について内定します。

1 入居企業

商号及び名称	
代表者名	

2 入居目的

3 入居場所

4 入居人数

5 入居期間

6 内定の条件

企業立地促進センター入居募集要綱の遵守を入居条件とし、別途必要な事項については、企業立地促進センター使用許可書において定める。

第3号様式（第8条関係）

企業立地促進センター入居内定取消通知書

平成 年 月 日

殿

沖縄県知事名 印

次のとおり入居内定を取り消します。

1 入居内定者

商号及び名称	
代表者名	
内定通知日	

2 入居内定取消理由